

株 主 各 位

三重県三重郡朝日町大字縄生81番地

カネノウ株式会社

代表取締役社長 近 藤 健 治

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 三重県三重郡朝日町大字縄生81番地
当社本社4階 大会議室
3. 目的事項
報告事項 第38期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

議案の内容は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（22から31頁）に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kaneso.co.jp>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国の経済は、政府・日銀による経済金融対策を背景として、緩やかな回復基調が続きました。一方、昨年4月に施行された消費税率の引き上げによる影響や、円安による原材料価格等の上昇、及び海外景気の下振れリスクも懸念される所となりました。このような経営環境のもとで、建設関連におきましては、堅調な公共投資に支えられ、民間設備投資も増加傾向となるなど、需要は底堅いものとなりました。しかしながら労働者不足やコストの上昇が続くなど、当社を取り巻く環境は厳しい状況も続くこととなりました。その結果、売上高は78億69百万円（前年同期比1.1%増）となりました。製品分類別における状況は次のとおりであります。鋳鉄器材は、住宅建築着工が消費税増税後の影響があるものの、雨水排水・防水関連製品が堅調に推移したことと、設備投資の改善から外構・街路関連製品が増加したことから、25億1百万円（同2.4%増）となりました。スチール機材は、設備工事の改善から外構・街路関連製品が増加しましたが、全般に価格対応等厳しく、低調な状況が続き、13億71百万円（同4.8%減）となりました。製作金物は、建築金物、及び外構・街路関連製品が増加し、防災関連製品は期初より納入が伸びたこともあり、34億72百万円（同4.3%増）となりました。その他は、土木需要が低調であったことと、建機、機械向け製品も需要回復には至らず、厳しい状況が続き、5億25百万円（同8.0%減）となりました。

利益につきましては、材料価格が高止まりにあり、諸物価の上昇と合わせ、コスト環境の改善は難しいものとなりました。また、需要期における市場環境がやや鈍化したことと、在庫の評価減を実施したことから、売上総利益は25億26百万円（同0.8%増）となりました。販売費及び一般管理費は、当期における退職給付費用が減少することになり、営業利益は5億65百万円（同12.7%増）となりました。営業外収支につきましては、金利の低下が続いていることから、受取利息が減少しましたが、期中における外貨預金の円貨への払い戻しによる為替差益を計上したことにより、改善しました。その結果、経常利益は5億50百万円（同23.2%増）となり、当期純利益は繰延税金資産の取崩しもあり2億57百万円（同4.5%減）となりました。

製品分類別売上高・生産高

製品分類別	売上高	生産高
鋳鉄器材	2,501 百万円	917 百万円
スチール機材	1,371	676
製作金物	3,472	2,095
その他	525	621
合計	7,869	4,309

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資は板金加工設備、並びに溶解設備等 3 億 44 百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き緩やかな回復基調が続くことが予想されますが、海外情勢等不確実性の高まりが見られます。経営環境は依然として不透明感が強まる中ではありますが、建設関連におきましては、民間設備投資が緩やかに増加するものと考えられ、また都市部における建設需要は底堅いものと見込まれます。原材料価格をはじめコスト環境は当面、厳しい状況が続きますが、受注獲得に向け努めるとともに、高い品質の製品を提供し、一層の生産性向上による原価低減を進め、業績の向上に努めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第35期	平成24年度 第36期	平成25年度 第37期	平成26年度 (当期)第38期
売 上 高	百万円 7,002	百万円 7,308	百万円 7,782	百万円 7,869
当 期 純 利 益	百万円 104	百万円 353	百万円 269	百万円 257
1株当たり当期純利益金額	円 7.32	円 24.81	円 18.94	円 18.08
総 資 産	百万円 15,605	百万円 15,713	百万円 15,876	百万円 15,890
純 資 産	百万円 13,536	百万円 13,680	百万円 13,737	百万円 13,882

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
マイウエア株式会社	千円 10,000	% 100	建材等の販売

(7) 主要な事業内容

製 品 分 類	主 要 製 品
鋳 鉄 器 材	ルーフドレン、マンホール鉄蓋、車止め、カラー舗装用みぞ蓋
ス チ ール 機 材	鋼板製グレーチング、カラーグレーチング
製 作 金 物	ステンレス製グレーチング、ピット金物、フローアハッチ、EX ジョイント、たてとい

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	三重県三重郡	東 京 支 店	東 京 都 港 区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市	仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市	朝 日 工 場	三 重 県 三 重 郡

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
247名	3名増

(注) 従業員数には準社員(19名)を含み、パートタイマー(10名)は含まれておりません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,238,439株(自己株式161,561株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 684名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 林 鑄 造 有 限 会 社	3,750 ^{千株}	26.33 [%]
小 林 正 和	3,150	22.12
小 林 昭 三	1,000	7.02
小 林 誠 子	1,000	7.02
小 林 裕 和	1,000	7.02
榊 原 静 枝	450	3.16
神 谷 布 左 子	450	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	156	1.09
株式会社百五銀行	156	1.09
カネソウ従業員持株会	154	1.08

(注) 当社は、自己株式161千株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小林 昭三	取締役名誉会長（代表取締役）	
小林 正和	取締役会長（代表取締役）	
近藤 健治	取締役社長（代表取締役）	マイウェア株式会社代表取締役社長
南川 智之	専務取締役（管理本部長）	
林 正嗣	常務取締役（鋳物事業本部長）	
福田 昭人	常務取締役（営業本部長兼 EXジョイント事業部長兼 プロジェクト営業部長）	
伊藤 博幸	取締役（技術副本部長兼品質保証部長）	
清水 竜生	取締役（総合企画副本部長兼総合企画部長）	
豊田 悟志	取締役（事業推進副本部長）	
太田 一二三	常勤監査役	
野呂 宏	常勤監査役	
大竹 雅司	監査役	
木原 昌弥	監査役	

- (注) 1. 監査役大竹雅司及び木原昌弥の両氏は社外監査役であります。なお、当社は大竹雅司氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、名古屋証券取引所に対し届け出ております。
2. 当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は、人的関係、資金的関係又は取引関係のない社外監査役が、客観的、中立的な立場で監査を実施する体制が整備されており、また、監査役会、内部監査室、会計監査人相互の連携も図られているため、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する体制が機能していると考えているとともに、現状においては、取締役会の審議内容の充実と意思決定の迅速化のためには、知識と経験を有する事業経験者により取締役会を構成することが効率的であると考えているためであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (一名)	169,919千円 (一千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	18,044千円 (2,600千円)
合 計	13名	187,963千円

- (注) 1. 株主総会の決議(平成7年6月28日定時株主総会)による取締役報酬額は、月額25,000千円以内であり、監査役報酬額は、月額2,500千円以内であります。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額18,523千円(取締役16,919千円、監査役1,604千円)が含まれております。また、過年度の役員退職慰労引当金389,122千円(取締役9名384,945千円、監査役4名4,176千円)は、上記の報酬等の額に含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 大竹 雅司

ア. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100.0%、監査役会への出席率は100.0%であり、主に法令・定款の順守に係わる見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

② 監査役 木原 昌弥

ア. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100.0%、監査役会への出席率は100.0%であり、主に法令・定款の順守に係わる見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 21,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価をとまう非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合には、監査役会の選任した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また会計監査人が、監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役会は、監査役会の決議に基づき、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間に、責任限定契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の順守」及び「資産の保全」という4つの目的を達成するため、内部統制システムの構築をしてまいります。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備することが、最も重要な経営課題のひとつであることを、取締役はじめ全役職員が認識するとともに、体制の構築を推し進め、株主、取引先、地域社会、従業員から信頼される会社となることを基本方針としております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みに関する規程」、「倫理法令順守マニュアル」により、構築すべき倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みを示し、倫理法令順守のパフォーマンスを高め、「自浄メカニズム」、「主体的改善メカニズム」がより良く働く組織をつくることを進める。また、法令順守・企業倫理について統一した考えを明確にし、企業責任を果たす行動をとるため、全社員共通、共有の「基本理念・経営ビジョン」に行動指針・規範を明記し、社員の倫理観、道徳観を教育する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する文書等は、「文書管理規程」に従って保存及び管理する。

情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度を取り入れることにより、保有する情報の保全を図る。また、知り得た個人情報については、「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」に従って管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメントシステム構築のための指針」により、日常活動を通じてリスクを発見し、それらを適切に処理する。また、リスクマネジメント方針に基づき、システムの運用展開を図ることにより、経営に関わるリスクを全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理し、全体最適かつ機動力の高い対応を行う。そして組織が緊急事態に陥った場合、組織の機能を維持し、迅速に復旧できるよう緊急時対策及び復旧対策を計画し、実行していくために、適切なリスクマネジメントの導入及びリスクマニュアルの定着化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規程」等の社内規程を順守するとともに、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監視する。
- ⑤ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従って、直ちに監査役に報告する。また、監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に基づいて常勤監査役が中心となり、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するなどにより、取締役の業務執行を監査する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、反社会的勢力及びその団体との関係を遮断し排除することが、当社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、その対応は総務部が統括部門となり、警察等関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して適切に対応する体制を整備しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,384,665	流 動 負 債	738,024
現金及び預金	9,707,884	買掛金	290,980
受取手形	555,326	未払金	107,249
売掛金	1,020,374	未払費用	48,313
製品	493,831	未払法人税等	144,022
仕掛品	93,887	リース債務	1,852
原材料及び貯蔵品	449,899	前受収益	277
前払費用	8,224	賞与引当金	56,496
繰延税金資産	39,848	その他	88,831
その他	15,862	固 定 負 債	1,269,629
貸倒引当金	△474	リース債務	3,704
固 定 資 産	3,505,652	退職給付引当金	255,742
有 形 固 定 資 産	3,051,154	役員退職慰労引当金	407,645
建物	680,773	その他	602,536
構築物	32,182	負 債 合 計	2,007,653
機械及び装置	539,500	純 資 産 の 部	
車両運搬具	13,154	株 主 資 本	13,857,358
工具、器具及び備品	25,000	資本金	1,820,000
土地	1,733,768	資本剰余金	1,320,000
リース資産	5,145	資本準備金	1,320,000
建設仮勘定	21,629	利益剰余金	10,786,600
無 形 固 定 資 産	2,475	利益準備金	275,400
ソフトウェア	2,292	その他利益剰余金	10,511,200
その他	182	別途積立金	9,900,000
投資その他の資産	452,023	繰越利益剰余金	611,200
投資有価証券	80,974	自己株式	△69,241
関係会社株式	10,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	25,306
出資金	3,600	その他有価証券評価差額金	25,306
長期前払費用	223	純 資 産 合 計	13,882,665
繰延税金資産	80,358	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,890,318
その他	288,867		
貸倒引当金	△12,000		
資 産 合 計	15,890,318		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,869,787
売 上 原 価		5,343,358
売 上 総 利 益		2,526,428
販売費及び一般管理費		1,961,089
営 業 利 益		565,339
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,760	
受 取 配 当 金	1,835	
不 動 産 賃 貸 料	18,862	
為 替 差 益	46,234	
雑 収 入	8,173	85,866
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,830	
売 上 割 引	77,723	
雑 損 失	5,497	101,052
経 常 利 益		550,153
税 引 前 当 期 純 利 益		550,153
法人税、住民税及び事業税	214,638	
法人税等調整額	78,072	292,710
当 期 純 利 益		257,443

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
				別途積立金			
当期首残高	1,820,000	1,320,000	1,320,000	275,400	9,900,000	474,543	10,649,943
会計方針の変更による累積的影響額						92,790	92,790
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,820,000	1,320,000	1,320,000	275,400	9,900,000	567,333	10,742,733
当期変動額							
剰余金の配当						△213,576	△213,576
当期純利益						257,443	257,443
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	43,866	43,866
当期末残高	1,820,000	1,320,000	1,320,000	275,400	9,900,000	611,200	10,786,600

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△69,241	13,720,701	16,772	16,772	13,737,474
会計方針の変更による累積的影響額		92,790			92,790
会計方針の変更を反映した当期首残高	△69,241	13,813,492	16,772	16,772	13,830,264
当期変動額					
剰余金の配当		△213,576			△213,576
当期純利益		257,443			257,443
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			8,533	8,533	8,533
当期変動額合計	—	43,866	8,533	8,533	52,400
当期末残高	△69,241	13,857,358	25,306	25,306	13,882,665

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17～50年

機械及び装置 9～10年

無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

……従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。

- (4) 役員退職慰労引当金…… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式で処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が142,338千円減少し、利益剰余金が92,790千円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,362,157千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 | 778千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 8,165千円

営業取引以外の取引高 1,359千円

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 14,400,000株 |
| 2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 161,561株 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	106,788	7.50	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	106,788	7.50	平成26年 9月30日	平成26年 12月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 106,788千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 7.50円 |
| ③ 基準日 | 平成27年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成27年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞 与 引 当 金	18,242千円
退 職 給 付 引 当 金	80,763千円
貸 倒 引 当 金	3,934千円
た な 卸 資 産	17,957千円
未 払 事 業 税	10,878千円
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	128,449千円
投 資 有 価 証 券	3,837千円
減 損 損 失	33,473千円
そ の 他	7,262千円
繰 延 税 金 資 産 小 計	304,798千円
評 価 性 引 当 額	△178,013千円
繰 延 税 金 資 産 合 計	126,785千円

繰延税金負債

そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6,578千円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△6,578千円

繰延税金資産の純額	120,206千円
-----------	-----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金は自己資金を充当しており、銀行借入等による資金調達は行っておりません。

また、余剰資金は安全性の高い金融商品で運用しており、デリバティブはまったく利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、投資有価証券は、主に取引先金融機関との取引の深耕等に資する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社は、与信管理規程に従い、受取手形及び売掛金について、取引開始時における信用調査及び実地調査、与信限度額の設定、継続的な与信管理、回収状況の管理等を実施しております。

② 市場リスク

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社は、自己資金において十分な流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	9,707,884	9,707,884	—
(2) 受取手形	555,326	555,326	—
(3) 売掛金	1,020,374	1,020,374	—
(4) 投資有価証券	54,424	54,424	—
資 産 計	11,338,010	11,338,010	—
(1) 買掛金	290,980	290,980	—
(2) 未払金	107,249	107,249	—
(3) 未払法人税等	144,022	144,022	—
負 債 計	542,252	542,252	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	26,550
関係会社株式	10,000
出資金	3,600

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておらず、関係会社株式及び出資金については、上記表に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 975円01銭

1 株当たり当期純利益金額 18円08銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	257,443千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	257,443千円
普通株式の期中平均株式数	14,238千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月29日

カネソウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 中 康 宏 ④
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 山 隆 夫 ④

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネソウ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月1日

カネソウ株式会社 監査役会

常勤監査役	太	田	一	二	三	Ⓞ
常勤監査役	野	呂			宏	Ⓞ
社外監査役	大	竹	雅		司	Ⓞ
社外監査役	木	原	昌	弥		Ⓞ

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 カネソウ株式会社
代表取締役社長 近藤 健 治

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第38期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりとさせて頂きたいと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は1株につき15円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭 総額 106,788,293円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことにもない、取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

また、業務執行を行わない取締役が、責任限定契約を締結することにより期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 <条文省略> 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条～第17条 <条文省略> 第4章 取締役及び取締役会 第18条 (員数) 当社の取締役は、15名以内とする。 <新設> 第19条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. <条文省略> 3. <条文省略> 第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <新設> <新設> 第21条～第22条 <条文省略> 第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第1条～第3条 <現行どおり> 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人 第5条～第17条 <現行どおり> 第4章 取締役及び取締役会<u>並びに監査等委員会</u> 第18条 (員数) 当社の取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>は、15名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u> 第19条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u> <現行どおり> <現行どおり> 第20条 (任期) 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <削除> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第21条～第22条 <現行どおり> 第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p>	<p><u>第24条（監査等委員会の招集権者及び議長）</u> <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第25条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第26条（業務執行の決定の取締役への委任）</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6号の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第24条（取締役会規程） <条文省略> <新設></p>	<p><u>第27条（取締役会規程）</u> <現行どおり></p> <p><u>第28条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第29条（取締役の責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>第30条（報酬等）</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 <u>第26条（員数）</u> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p><削除> <削除></p>
<p><u>第27条（選任方法）</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第28条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第29条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第30条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第31条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第32条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第33条（社外監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p>第6章 計 算 第34条～第37条 <条文省略> <新設></p>	<p>第5章 計 算 第31条～第34条 <現行どおり> 附則 <u>第1条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、第38期定時株主総会開催日以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）11名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
小林 昭三 (昭和3年3月19日生)	昭和54年10月 カネソウ株式会社設立 当社代表取締役社長 平成10年3月 当社代表取締役会長 平成20年3月 当社代表取締役名誉会長（現任）	1,000,000株
小林 正和 (昭和29年10月25日生)	昭和54年10月 カネソウ株式会社設立 当社専務取締役 平成3年3月 当社代表取締役副社長 平成10年3月 当社代表取締役社長 平成20年3月 当社代表取締役会長（現任）	3,150,000株
近藤 健治 (昭和31年1月2日生)	昭和54年3月 小林鑄造株式会社（現 カネソウ株式会社）入社 平成10年4月 当社製造部長 平成10年6月 当社取締役製造部長 平成11年6月 当社取締役事業推進部部长 平成15年9月 当社専務取締役事業推進部部长 平成16年6月 当社専務取締役事業推進部部长 平成18年4月 当社取締役副社長兼営業本部長兼事業推進部部长 平成18年5月 当社取締役副社長兼営業本部長兼事業推進部部长兼品質保証部長 平成19年6月 当社代表取締役副社長兼営業本部長兼事業推進部部长兼品質保証部長 平成20年3月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) マイウエア株式会社代表取締役社長	19,600株
南川 智之 (昭和33年7月26日生)	昭和56年3月 小林鑄造株式会社（現 カネソウ株式会社）入社 平成10年6月 当社管理部長 平成15年9月 当社執行役員経理部長 平成16年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 平成17年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 平成18年6月 当社専務取締役管理本部長兼経理部長 平成23年6月 当社専務取締役管理本部長（現任）	8,939株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
林 正 嗣 (昭和26年4月20日生)	昭和50年3月 小林鑄造株式会社（現 カネソウ株式会社）入社 平成11年6月 当社事業推進部部長 平成16年6月 当社取締役鑄物事業部長 平成18年5月 当社取締役鑄物事業本部長 平成18年6月 当社常務取締役鑄物事業本部長（現任）	6,038株
福 田 昭 人 (昭和35年7月5日生)	昭和58年3月 当社入社 平成21年11月 当社西日本営業部長 平成22年6月 当社取締役営業副本部長 平成22年8月 当社取締役営業副本部長兼営業部長 平成24年6月 当社常務取締役営業本部長 平成25年6月 当社常務取締役営業本部長兼E X ジョイント事業部長兼プロジェクト営業部長（現任）	7,761株
太 田 一 二 三 (昭和28年9月12日生)	昭和51年3月 小林鑄造株式会社（現 カネソウ株式会社）入社 平成15年10月 当社事業推進部長 平成16年6月 当社技術開発部長 平成22年8月 当社製品開発部長 平成23年6月 当社施設保全部長 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）	14,474株
石 川 文 和 (昭和35年10月3日生)	昭和59年3月 当社入社 平成12年9月 当社営業部長 平成16年6月 当社開発営業部長 平成22年8月 当社マーチャンダイジング部長（現任）	1,649株
伊 藤 博 幸 (昭和37年11月19日生)	昭和60年3月 当社入社 平成12年9月 当社事業推進部長 平成16年6月 当社業務部長 平成18年5月 当社設計開発部長 平成23年6月 当社技術副本部長兼設計開発部長 当社取締役技術副本部長兼設計開発部長 平成24年5月 当社取締役技術副本部長 平成25年6月 当社取締役技術副本部長兼品質保証部長（現任）	4,151株
清 水 竜 生 (昭和39年1月15日生)	昭和59年3月 当社入社 平成16年6月 当社管理部長 平成23年6月 当社管理副本部長兼管理部長 当社取締役管理副本部長兼管理部長 平成25年6月 当社取締役総合企画副本部長兼総合企画部長（現任）	2,761株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
豊田 悟志 (昭和40年2月6日生)	昭和63年3月 当社入社 平成15年9月 当社管理部長 平成16年6月 当社総務部長 平成18年9月 当社営業企画部長 平成21年3月 当社営業企画部長兼品質保証部長 平成21年11月 当社業務部長兼品質保証部長 平成23年6月 当社事業推進副本部長兼事業推進3部長兼品質保証部長 当社取締役事業推進副本部長兼事業推進3部長兼品質保証部長 平成24年5月 当社取締役事業推進副本部長兼品質保証部長 平成25年6月 当社取締役事業推進副本部長（現任）	1,761株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
野呂 宏 (昭和28年9月14日生)	昭和51年3月 三重県信用組合入社 平成2年9月 当社入社 平成14年3月 当社退社 平成14年3月 医療法人普照会森栄病院入職 平成18年7月 当社入社 平成18年7月 当社総務部付部長 平成18年9月 当社総務部長 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）	2,511株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
大竹雅司 (昭和17年8月25日生)	昭和40年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成5年6月 同行取締役融資第一部長 平成7年6月 同行常務取締役東京営業部長 平成10年6月 東海信託銀行株式会社取締役副社長 平成11年5月 セントラル抵当証券株式会社取締役社長 平成12年4月 ミリオン信用保証株式会社取締役社長 平成14年6月 御幸ビルディング株式会社取締役会長 平成16年6月 当社監査役（現任） 新名古屋高架株式会社取締役社長 尾張精機株式会社監査役 平成23年6月 尾張精機株式会社補欠監査役	1,000株
木原昌弥 (昭和20年4月6日生)	昭和47年4月 株式会社百五銀行入行 平成11年6月 同行取締役企画グループアシスタントマネージャー 平成13年6月 同行常勤監査役 平成20年6月 当社監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大竹雅司及び木原昌弥の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 大竹雅司氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行及び同行の関連会社において取締役及び監査役を歴任し、幅広い知識と経験を有しており、また当社の社外監査役であることから、当社の事業内容等にも精通しているため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
4. 木原昌弥氏は、株式会社百五銀行において取締役及び監査役を歴任し、幅広い知識と経験を有しており、また当社の社外監査役であることから、当社の事業内容等にも精通しているため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は社外監査役大竹雅司氏を名古屋証券取引所の定める独立役員として届け出ておりますが、本議案の承認可決を条件として、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き独立役員となります。同氏は当社取引金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行の役員経験者ではありますが、当社は無借金経営を行っておりますので、当該銀行が当社の事業活動に多大な影響を与え得る取引関係はないと判断しております。また同氏は、すでに当該銀行を退社しているため、株主の付託を受けた独立機関として、公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員と指定しております。
6. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、大竹雅司及び木原昌弥の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、両氏の間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度とするものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
伊藤恒生 (昭和7年12月9日生)	昭和26年3月 伊藤正信税理士事務所入所 昭和35年7月 税理士(現任) 昭和43年5月 行政書士(現任) 昭和57年5月 社会保険労務士(現任) 平成8年7月 伊藤恒生税理士事務所所長	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤恒生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、税理士として税務、会計についての専門的な知識・経験等を有しており、その知識・経験等を当社の監査体制等に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、伊藤恒生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度とするものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成7年6月28日開催の定時株主総会において月額25,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、月額25,000千円以内と定めることとさせていただきます。

なお、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は、9名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役(監査等委員である者を除く。)は11名となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、月額2,500千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任される監査役太田一二三、野呂 宏、大竹雅司及び木原昌弥の4氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従って退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法については、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
太 田 一 二 三	平成24年6月 当社常勤監査役 現在に至る
野 呂 宏	平成24年6月 当社常勤監査役 現在に至る
大 竹 雅 司	平成16年6月 当社監査役 現在に至る
木 原 昌 弥	平成20年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 三重県三重郡朝日町大字繩生81番地

当社本社4階大会議室

電話 (059) 377-4747

交通 近鉄及びJR「桑名駅」よりタクシー約15分
近鉄「伊勢朝日駅」(準急、普通停車)より徒歩約15分

お車で伊勢湾岸自動車道をご利用の場合は「みえ川越I.C.」より約5分、東名阪自動車道をご利用の場合は「桑名I.C.」または「桑名東I.C.」より約15分